記者発表資料 平成 1 7 年 3 月 2 5 日 県土整備部都市計画課 施設計画担当 吉田・細田 内線 5334 外線 048-830-5343 a1067269@pref.saitama.lg.jp

# 「長期未整備都市計画道路の見直しガイドライン」について

「長期未整備都市計画道路の見直しガイドライン」を策定したのでお知らせします。

### 1 ガイドライン策定の目的

このガイドラインは、長期間未整備の都市計画道路について、社会状況の変化を踏まえた必要性を再検証し、見直すべき路線を選定するための基準及び手順を示したものです。ガイドラインに基づき、市町村を主体に、都市計画道路の適切な見直し作業を進めるとともに、その過程を透明にし、住民に適時適切に情報提供を行ってまいります。

### 2 ガイドラインの概要

### (1)対象

埼玉県内において、都市計画に定められた道路を対象とします。

#### (2)見直しの方法

見直しの過程を3段階に分け、見直し(変更・廃止)すべき路線と存続する路線 を選定します。

ア 第1段階:「再検証路線」の選定

当初都市計画決定後20年以上経過し、かつ未整備区間のある路線を「再 検証路線」として選定します(但し、自動車専用道路は除きます)。

イ 第2段階:「見直し候補路線」の選定

「再検証路線」について、「まちづくりの将来像の変化」や「関連事業の動向・変化」など、9つの評価項目により検証を行い、必要性が変化している路線を「見直し候補路線」として選定します。

ウ 第3段階:「見直し路線」の選定

「見直し候補路線」について、詳細かつ具体的な検討を行い、建築制限等の状況を踏まえて、総合的判断により「見直し路線」を選定します。

「見直し路線」については、住民の合意形成、関係機関との協議を経て都市計画 の手続きを行います。

なお、「存続」となった路線については、路線の機能を再確認します。

### 3 見直しのスケジュール

平成17年度

県と市町村が連携して、県内一斉に都市計画道路の必要性を再検証し、「見直し候補路線」を選定(第2段階までの作業)するとともに、その結果を公表する予定です。

平成18年度以降

「見直し候補路線」の詳細検討を行い、「見直し路線」に選定されたものについて都市計画の手続き(変更・廃止)を進めていきます。

### 4 参考

- (1)埼玉県の都市計画道路の現状(平成16年4月1日現在)
  - ・都市計画決定路線数 = 1490路線
  - ・このうち、当初都市計画決定後20年以上経過し、かつ未整備区間のある路線
  - = 6 4 1 路線(全体の約 4 3 %)
  - ・641路線の内訳

一部未整備区間のある路線: 4 4 5 路線(約6 9 %)全線未整備の路線: 1 9 6 路線(約3 1 %)

## (2)他都道府県の状況

都市計画道路の見直しは全国的な動きであり、他の都道府県においてもガイドラインの策定が進められています。

なお、ガイドラインを策定するのは、関東(1都6県)では東京都(区部)に次いて2番目となります。